

平成19年度第3回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成19年9月4日（火曜日）

午後1時30分から

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室



平成19年度第3回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日 時：平成19年9月4日（火） 午後1時30分から  
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 安藤 朝夫 委員 宇田川一夫 委員  
大滝 精一 委員 濃沼 信夫 委員 林 一成 委員

司 会 定刻前ではございますけれど、本日出席予定の方がそろっておりますので、早速でございますが、ただいまから平成19年度第3回宮城県行政評価委員会政策評価部会を開催いたします。

開会にあたりまして、小林企画部長からあいさつを申し上げます。

企画部長 開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はご多忙の中、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

6月に県の今年度の評価原案を諮問いたしまして、その後、5つの分科会に分かれて審議をしていただきました。

この分科会の審議結果をもとにまとめられました、「答申案」についてご審議いただくこととしております。

この答申内容がまとまった段階で、知事に答申をしていただくわけですが、その後、県としては対応方針を作成することになっております。県の対応方針を含めた評価書につきましては、次回の部会においてご報告させていただきます予定にしております。

各分科会の場におきましては、本日、ご審議いただく答申案としてまとめられた事項以外にも、委員の皆様からさまざまなご意見、ご指導をいただいたと聞いております。県としては、これらのご意見も十分に踏まえて、今後の県政運営にあたってまいりたいと考えております。

また、本日は前回に引き続き、平成20年度から実施いたします新しい評価制度についてもご審議をいただくこととしております。

前回同様、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、よりよい評価制度としていきたいと考えております。

本日も大変限られた時間の中ではございますが、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 本日の会議には、関田部会長を初め6名の委員にご出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、長谷川委員、小林委員、水原委員、山本委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

ここで、会議が始まる前にお手元のマイクの操作方法について改めてご説

明申し上げます。マイク右下のスイッチをオンにいただき、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからご発言くださいますようお願い申し上げます。なお、ご発言が終わりましたらスイッチをオフにいただき、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

部会長、よろしくお願いいたします。

関田部会長 それでは、部会を開催させていただきます。

きょうは、平成19年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について、そして、その諮問された案に対する答申案についてを中心にご議論いただきたいと思います。

また、次回からの評価の体系が変わりますので、その行政評価制度の改正案についてのご審議も賜りたいと思います。

それでは、議事に入りますが、最初に議事録署名委員を指名したいと思います。前回、第2回部会では、小林委員、山本委員にお願いいたしておりましたので、今回は宇田川委員と大滝委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますけれども、当部会は決定に従いまして会議は公開となっております。傍聴に際しましては、本会場に表示しておりますように宮城県行政評価委員会傍聴要領に従って対応するようにお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないような形でお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めます。

まず議事の(1)、報告「県民意見の聴取」について、事務局からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 はい。右上に報告資料というレジユメがあろうかと思います。「平成19年度県民意見の提出状況について」ということでございます。

6月11日から7月20日まで40日間、意見募集いたしました。郵便、ファクシミリ、電子メール等で募りましたところ、4番の意見提出件数、2人の方から11件のご意見をちょうだいしました。昨年、平成18年は1件だけでしたので、それに比べれば数は多くなったということでございます。

意見については2ページ目から、11件の政策・施策ごとに意見の概要について整理したところでございます。これにつきましては、各部局の方でこの県民意見を踏まえて評価に適切に反映させるということと、それから、後日評価書という形で確定しますけれども、その中にこの県民意見をどのように反映させたかというところまで盛った内容で、県民意見の対応状況という形で、後日公表になるという整理になります。一応、県民意見については以上です。

関田部会長 ありがとうございます。

人数は少ないんですけれども、ただいまのご説明についてご意見、ご質問

ございますでしょうか。これだけいろんなメディアつうじて広報したにもかかわらずということはあまり関心がないんですかね。それとも、周知の仕方が問題なのか。こういうような方法よりも満足度調査の方が情報は集まってくるんですけれども、何かご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ、濃沼委員。

濃沼委員 寄せられた意見に対して回答はするのですか。

行政評価室長 提出者個人に対する回答というのは、制度的に回答は行わないという整理をしています。

濃沼委員 ネットでこういう意見があって、こういう意見にはこういう対応をしたという回答です。

行政評価室長 もちろんそうです。それについては今度評価書という形の中に、県民意見のこの意見とすれば、県としてどういうふうに対応したかという部分は整理しまして、毎年度のこちらの評価書の中にすべて入っています。という形で公表しているというところです。ただ、提出のあった個人に対して、こういうふうに対応しましたよという直接の返答は出さないと。

濃沼委員 早いタイミングにやった方がよいと思います。意見を出した方の立場からすると、半年ぐらいたって回答があるのでは気抜けがします。冊子に載せるのには時間がかかりますが、ネット上では、早めに回答するようにした方がよいと思います。

行政評価室長 その辺については評価の方の一連の手続の中で、早めという部分については検討していきたいと思います。今まで事例もあまりありませんでしたので、そういう意味で今までは評価書と一緒に公表していましたので、その部分についてだけ前もって事前に公表できるかどうか、制度の部分も含めて検討したいと思います。

関田部会長 ちょっと回答にも多少時間がかかる可能性がありますよね。匿名であるという場合にはちょっとやりにくいかもしれませんが、できる範囲で工夫をお願いしたいと思います。

そもそもパブリックコメントの数がいつも少ないですけれども、果たしてこういう方法でいいのかなという疑問もあるんですけれども、ほかにご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、審議事項に移りたいと思います。

「平成19年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果」につきまして、これまでの経緯について事務局からご説明お願いいたします。

行政評価室長 参考資料という資料でございます。「平成19年度政策評価部会各分科会の審議経過及び予定」ということでございます。

最初に、これまでの経過という部分でございますけれども、資料に記載のとおり本年度の第1回部会は6月20日開催でございました。この部会で、本年度の政策評価・施策評価の審議の進め方、各分科会の所属委員及び各分科会ごとで所管する政策等についてご審議いただいたということでございます。

その後、7月に各分科会を順次開催し、政策評価・施策評価基本票についてご審議をいただいたということでございます。この各分科会の審議結果につきましては、委員の皆様方より書面でちょうだいし、本日の審議資料1ということでとりまとめております。

次に、本日の審議の進め方についてご説明を申し上げます。

お手元の次第の3議事の(2)審議ということでございますけれども、審議資料1に基づきまして、各分科会ごとに審議結果をご報告いただきます。

審議の では、審議資料2に基づき、各分科会報告を踏まえ答申案の内容についてご審議をいただくということになります。

審議の後で、この答申案につきまして委員の皆様のご了承をいただきたいと考えております。本日の部会でなお調整を要する部分が残った場合は、今後の対応方法も含めて決定していただきたいというふうに考えております。

最後に、今後の予定でございますけれども、まず本日ご審議いただく答申案につきましてご了承いただいた後、9月中旬に関田部会長から知事に答申をいただくということで考えております。

答申を受けまして、県では行政活動の評価に関する条例第10条第1項の規定に基づき、答申に対する県の対応方針とその方針を踏まえた最終評価結果を記載した評価書を作成するということにしております。

この評価書については、2月に開催を予定しております第4回政策評価部会で報告させていただく予定ということでございます。

分科会審議経過等については以上でございます。

関田部会長 ありがとうございます。今までの経過につきましてのご説明ときょうの進め方でございますけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

では、このような形で進めさせていただきます。

まず、審議事項 でございます「平成19年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果」についてご報告いただければと思います。

この審議結果につきましては、コーディネーターの委員の方から分科会の内容について5分程度でご報告いただきたいと思っています。資料はお手元でございます審議資料1「平成19年度政策評価部会 分科会審議結果報告書」を参考をお願いいたします。審議の結果、特に県の評価で問題あるいは課題等がある場合には、その辺を中心にご報告をいただきたいと思っています。適宜、審議資料2の「答申案」も参照しながら見ていただければと思います。

まず初めに、福祉分科会の審議結果につきまして、コーディネーターの濃沼委員よりご報告をお願いいたします。

濃沼委員 この資料の1ページ目ではありますが、関田委員と私とで審議を行いまして、

政策では4と5で、あと施策では4を中心に、正規分布の形になっています。

時間の関係で、問題がある施策のみを、お話をしたいと思います。結果的には3とついた、4が平均といたしますと少し評価が低いその部分のお話をいたします。

お手元の2ページ目でございますが、「障害者の地域での生活支援」この施策が3という評価です。

障害者自立支援法の施行等で障害者に対する施策は、本県はかなり一生懸命やっているといます。しかし、量から質に転換して、質を見ていくという面でまだ十分でないので3という評価です。つまり、施策自体は進んでいるけれども、考え方を少し進化させる必要があるのではないかということです。せんじ詰めて言うとそういうことです。

次に、4ページ目、下の方の4「元気高齢者の生きがいづくり」です。この施策名からイメージするものと実際にやられている事柄がやや乖離がある。元気高齢者の生きがいと高齢者のリハビリや福祉用具のプランナーの人材養成という事業とは結びつけるのが難しい面がある。施策名と事業とに乖離があることをどう考えるかです。この二つの事業についても、例えば訪問リハビリについての利用とか地域差というようなものは十分検討されていない。このため3になりました。

5ページ目に移ります。「障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保」が3の評価でした。これも広い意味の人材育成は先ほどの高齢者の生きがいづくりのようなところにもあります。ここに掲げられている事業の中で申しますと、医師不足とともに看護師不足のため訪問看護ステーションの機能がなかなか維持・向上できない。これに十分な対策がとられていないのではないかということです。

それから、指標についての問題も掲げてございます。制度の変更に伴って見ている指標自体を変えないといけないのではないかということで3の評価になっております。

3の評価は以上の3施策でした。4の評価の中でふれておきたいのは、5ページにあります「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」のところの「救急搬送体制の整備」。これは従来も何回か評価の機会があり、いろいろやっていただいていることは確認できています。しかし、本県は依然として搬送時間の長さではワースト・ツーですし、いろんなデータを十分分析してよりよい施策につなげていただきたいと思います。実際には4の判定ですが、そういう注文をつけた上での4の判定です。以上です。

関田部会長      ありがとうございました。分科会報告の質疑につきましては、答申案の審議のところまでまとめて行いたいと思いますので、次の環境分科会の方に移らせていただきます。

環境の方は2人の委員が欠席されていますので、事務局の方から報告をお願いいたします。

事務局      それでは、審議結果について私の方から報告させていただきます。資料8ページになります。

環境分科会において評価しましたのは4政策11施策を担当しております。そのうち2政策5施策について調査・審議を行いました。審議結果でございますけれども、政策評価3と判定したものが1政策、4が1政策、施策評価の方は3と判定したのが2施策、4が3施策でございます。

内訳でございますけれども、まず政策8「地球環境の保全」でございます。これは「概ね適切」との県の自己評価でございましたけれども、委員の方から報告する内容についてこちらの方に指示が来ておりますので、それをそのままご報告させていただきます。

まず、政策8の「地球環境の保全」でございますけれども、「宮城県の将来ビジョンにおける10兆円の生産性の向上によるエネルギー消費の増加が考えられます。このため、これらも考慮した目標値を設定する必要があるので、温暖化ガスの排出規制はもっと厳しく計画することが望まれる」との委員からの報告が来ております。

次に、施策番号1でございます。「地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減」ということで、これについては「概ね適切」との県の判断でございました。これは7段階判定で3という評価にしております。冒頭に、「県庁内部やモデル地域などにおける事業群設定は妥当と判断できる。しかし、これらによる効果はCO2全体の削減量からするとわずかなので、より大きな部分を占める県内事業・企業活動量に対する有効な事業群設定がさらに必要と思われる」との意見でございます。

続きまして、10ページになります。施策番号2「新エネルギー等の導入促進」。これは「適切」との県の評価に対しまして、判定結果は4になっております。ここの代表的なものということで、中段にあります、「昨年度から、政策評価指標を「自然エネルギー等導入量」としており、妥当と思われるが、目標値が低いためかすでにその値をクリアしているので、現在の自然エネルギーの導入状況についての実状を検討して、目標値の見直しをする必要があるのではないか」との意見をいただいております。

次、11ページでございます。11ページは「豊かな自然環境の保全・創造」で、ここは「概ね適切」に対して判定4ということでいただいております。

施策番号1でございますけれども、「自然公園等の優れた自然環境の保全」は「概ね適切」に対して判定結果は4となっております。ここでの代表的な意見は、12ページ中段ほどに書いております、「政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」は、事業の成果を反映していない。減少させない、現状維持により達成度Aという指標は適切と言えないのではないか。事業の有効性、効率性を評価する上で事業群と連動する指標、または現状あるものをいい状態にする質的指標なども検討されたい」との意見をいただいております。

次に、施策番号5「森林の適正な管理」、これは「概ね適切」に対して、判定結果は3となっております。

13ページでございます。施策番号6「自然とふれあう場や機会の提供」、これは「適切」との県の評価に対して、判定は4でございます。「施策実現に向けた県の関与は適切、事業群の設定も概ね妥当と思われるが、県の提供



する自然とのふれあいの場の整備だけではなく、さらに利用活性化のための事業も設定することにより、事業の有効性、効率性を高めることができると考えられる」との意見をいただいております。

14ページでございますけれども、下から3段目でございます。「この施策に対して、政策評価指標は森林公園等の面積だけでいいのか。事業は森林公園等の保全が中心であり、この施策の目的がふれあいの機会をふやすことであれば、政策評価指標は利用者数などとするのが妥当である。環境教育、自然観察の機会をさまざまな年代層に働きかけることによって、利用者数の増加が期待できるので、そのような目標も設定可能と考えられる」との意見をいただいております。

以上、長谷川委員から指示がありました内容について代読させていただきました。以上です。

関田部会長      ありがとうございました。  
                  それでは、引き続きまして教育分科会、宇田川委員からお願いいたします。

宇田川委員      コーディネーターの水原委員が欠席のために、宇田川が代理でご報告いたします。

審議対象は1政策、6施策で、資料の15ページです。政策22は「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」です。そのうちの6施策を審議対象といたしました。

政策評価は5と判定をいたしました。本政策を実施していくためには、各施策群の設定にはそれぞれ独自性がありまして適切であると。また、全体の構成と内容も有効的だと。政策評価指標の設定も重要な指標があげられているという以上のことから、本政策を適切と判断をいたしました。

各施策評価についてのご報告をいたします。資料の16ページになりますけれども、施策1「特色ある学校づくり」は5と判定をいたしました。特色ある学校づくりに向けて県の事業は主体的に進められ、また市町村との連携をとる事業は県が中心的役割をとって、県の関与は適切であると。事業費の伸びが低いにもかかわらず、事業改善や学力向上策も成果を上げており、効率的に実施されている。組織改革は進んでいますが、今後魅力あるカリキュラムづくりとその成果の検証が今後求められるだろうという以上のことから5と判定をいたしました。

次に、資料の17ページですけれども、施策2「不登校児童生徒等への支援」は5と判定をいたしました。不登校児童生徒への例えばスクールカウンセラーの全県の配置など手厚く展開されており、適切であると。小学校から中学校への不登校が最も多くなる中1ギャップへの対応は明瞭に見えないところが懸念されますけれども、中1の不登校出現率を指標として設定したことは評価できると。同様に、中学から高校へのギャップの問題も今後検討することにより、児童生徒の発達と教育との接点が明瞭化することを期待したいということです。

それから、施策3「特別支援教育の充実」は4と判定をいたしました。これは学校教育法一部改正による特別支援教育が現在非常に大きく変化してい

る中で、事業群の設定は概ね有効であると。ただし、事業群の設定の妥当性について各事業群それぞれの目的と役割をもう少し明確にしてほしいと。それから、今後の課題としては、法律改正が非常に進んでおりますので、その目的に対応する施策と指標を今後検討してもらいたいということです。

その次に資料18ページになりますけれども、「大学等高等教育の充実」は5と判定をいたしました。食の安全、食育は時代の要請が強く、県が食産業学部の新設を行ったことは適切であると。事業指標も事業の効率性をよく反映をしているということです。

それから、施策6「地域に開かれた学校づくり」は5と判定をいたしました。事業費削減の中で事業群の設定は有効であり、効率性を高める仕方で行われております。特に事業4は、学力向上策として他県に見られない取り組みを行っている。今後は人数や日数の指標から内容に即した評価の段階に来ていると思われま。

資料19ページになりますけれども、「地域社会と学校教育との協働の推進」は7と判定をいたしました。この2事業の設定は学校教育の再生と地域社会の再興に多大な影響を与えるものであり、妥当であります。この施策は児童生徒、保護者、教員と地域社会の人々が求めるニーズと非常に一致しており、有効であり県が市町村に対して中心的役割を取りながら施策の実現に適切に取り組んでいるということです。以上です。

関田部会長      どうもありがとうございました。  
それでは、引き続きまして産業分科会の方から大滝委員ご報告をお願いいたします。

大滝委員      産業分科会の審議結果についてご説明いたします。  
20ページのところに10政策、39施策を担当して、これらのうちの2政策、7施策について調査・審議を行いました。その結果は、そこにありますように、4、5というところに集中しております。

かいつまんでご説明したいと思っておりますけれども、最初の政策19「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」ですけれども、これにつきましては特に「国際化への対応」、21ページになりますけれども、ここでは県の関与は非常に積極的に行われて適切な情報の収集とかPRの展開というのが効果を上げているということもあり、県の評価が5ということで妥当なものだというふうに考えました。

それから、それ以外のところにつきましては、また20ページに戻りますけれども、特に「中小企業の経営基盤の強化」のように、中小企業再生支援協議会でのいろんな活動がまだ十分に質の面でとらえられていないというようなことも踏まえて、ここでは7段階判定の4になっております。

もう一つの政策21ですけれども、「雇用の安定と勤労者福祉の充実」につきましては、特に1「雇用の創出」ですとか、22ページの7「新規学卒者の就職対策」というようなことについて一定の効果が認められて、それから県としても妥当な施策を展開しているという形で、7段階判定の5をつけました。例えば、21ページの「雇用の創出」につきましては、若年者就職

支援ワンストップセンター事業について、これは全国的に見てもかなりよい効果を上げていて、若年者の人たちの安定した雇用の創出に効果があるということがかなりしっかりと出ていたかと思えます。似たようなことは、これは景気がよくなってきているということもあるかもしれませんが、新規の学卒者の就職対策とか就職内定率の向上といったようなところについても見られます。

それから、あと残りの施策の4、5、6、それぞれ女性、高齢者、障害者雇用につきましては、施策として努力の跡は十分に見られるわけですが、例えば「女性が働きやすい環境の整備」については、子育て支援と施策の連携ということが必要になってくると思われまして、それから、同じく施策6「障害者の多様な就業対策」につきましてもほぼ目標に近い水準を維持しているわけですが、なおこれから、特に県内でのこういう障害者雇用を牽引するようなトップ企業とかモデル企業のようなものを県としてもつくっていくというような形で、他県に見られるようなより高い障害者雇用率を達成していくという面での努力を期待するという面も込めて、それぞれ7段階判定の4をつけております。以上です。

関田部会長      ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、社会資本分科会の方から林委員、ご報告をお願いいたします。

林 委 員      それでは、23ページ、社会資本分科会の審議結果についてご報告いたします。

そこにございますように3政策、12施策につきまして審議を行いました。社会資本につきましては昨年同様、7段階の中でその幅を大きく使いまして、政策・施策についてすぐれているものについては7、それからいろいろ課題を持っているものについては2、3ということの中で評価しております。この2、3につきましては施策が三つあるんですけども、昨年度と同じでございます。ということは、基本的には昨年いろいろこちらで指摘したんですけども、それについてはほとんど何も変わっていないということになっておりますので、その辺は課題がありというふうに思っております。

それで、全体の見方なんですけれども、この表紙をあけて2ページ目に社会資本分科会三つの政策「県土の保全と災害に強い地域づくり」、「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」、それから「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」ということで、その政策につきましては3、5、4ということになっております。

特に、7の「県土の保全と災害に強い地域づくり」ということで施策の方を見ていただきますと、判定が高いものと低いものがございます。その中で今回特に注視しましたのは、やはり震災の問題、地震対策の問題。そういうところが、今非常に世間から注目されているということにつきまして十分な施策の妥当性なり、有効性があるのだろうかというところがございまして、全体7の評価を3というふうにしております。

施策が多いものですから、少し3のところを中心に23ページから見てい

ただきたいと思います。

まず、23ページの7「県土の保全と災害に強い地域づくり」ということで、そのコメントにございますように、水害、土砂災害、これについては非常に施策は妥当なものであるけれども、地域ぐるみの防災組織だとか震災対策、これについてはいろいろ課題を抱えているということがございまして、今回の中でも先ほど申しましたように判断は3と。特に、地震等のことのリスク管理というものが十分できているかどうかということがございまして、3ということで全体の評価をさせていただいております。

それから、24ページの「地域ぐるみの防災体制整備」ということでございます。これについては24ページに7段階で3という判定でございます。減災に向けて住民の自助努力、これは非常に重要でございますし、それに向けた県の取り組み、教育、それからいろいろな育成ということは非常に重要なんですけれども、ここで見ておりますのは、消防庁が持っております地域の防災組織率というものが、今宮城県では80数%組織化されているということになっています。ただ実際にはそういう中で、24ページの下にございます高齢化が進んでいると。実際にその地域の防災として組織化されているということを前提としましても、本当にそれが災害のときに機能するのだろうかというような検証ですとか、それから基本的には夜間ベース、いわゆる居住地ベースの組織率になっていて、昼間大都市で災害があった、例えば仙台であって機能するのだろうかとか、そういう検証が十分されていないということがあります。

それから、県のかかわり方としましても、実際にはやっている事業内容は総合防災訓練1回だとか、それから、地域に出ていっている勉強会をやるとかあるんですけれども非常に予算も少ないということもございます。基本的には市町村がこういう防災対策についてはいろいろやってくんですけども、その中でやはり県のかかわり方が非常に弱いと。特に震災という広域的な観点になりますと、やはり県のコーディネートが非常に重要であるということで、そういう意味でこの地域ぐるみの防災体制というのは評価が昨年同様悪くなっているということでございます。

それから、26ページの「土砂災害から地域を守る地すべり対策等」。これがほかでもございませぬけれども7という評価をしております。これは宮城県の中で3,000カ所ぐらいの危険要整備箇所があると。その中でどうしてもハードだけでは予算が全然追いつかないということで何をやっているかと申しますと、その危険エリアに出向いて行って出前講座をやっていると。それが大体年間120件ぐらいやっているということがございます。そういう意味で、今予算があるハードの限界性ということ踏まえながら、そういうハザードマップをつくり、かつそこに出向いていっている地域に、ここは危険なところだよということを教えているということをやっております。そういう意味では、非常に県土のいろいろな危機管理ということで、予算、それからハードの限界の中でソフトというものをかなり前面に出して取り組んでいるという姿勢が非常に評価されるのではないかとということで、全体の施策の中でもこれは7ということをつけております。

それから、28ページの6「地震防災のために必要な施設、設備の整備」

でございます。地震防災のための必要な施設という中で、ここで取り上げているものは平常時の防災水利等でございます。つまり、平常時の消防体制だけでございます。それで地震防災という形で施策を構成する事業群としていいのだろうかということでございます。その辺のミスマッチというんですか、実際にはこの目標とする地震防災ということと施策の構成が対応していないと。また、それに対しまして県の評価も概ね適切ですとかという評価になっているということで、これは全体的に問題があるだろうということの結論になっております。そういう意味でここでは3ということで考えております。ぜひ今後、この5の震災対策、それから地震防災、こういうのはセットになって、また1の地域ぐるみの防災体制ということがセットになって、これから起こる震災に対する備えというものを総合的にやっていくことが必要ではないかという結論になっております。

それから、29ページ、「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」でございます。これは施策の内容としましては、空港・港湾の整備、またその活用とその周辺の市街地の整備でございます。これにつきましては、今年度この施策の一つであるアクセス鉄道が3月に供用したということで、まだそのデータが出てきておりませんから何とも評価できないんですけども、一つの事業をやり遂げたというところまで来たということで、判定を5ということにしております。

それから、時間がちょっとございませんが、34ページでございます。「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」ということで、これにつきましては判定4ということでございます。これは基本的には中は交流を進めるという交通の環境の整備ということを考えますと、高速道路、一般道、それから公共交通、それからそういうものが乗りかえられる交通結節点という施策の構成になっております。この辺は妥当であろうということなんですけれども、基本的に今回評価に乗っかっているのは、交通結節点が抜けているという問題点が一つございます。そういうことがございまして、全体の構成としては判断を4というふうにしております。

それから、その中で特に評価が低かった36ページの3でございます。「バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備」と。これにつきましては県の評価が適切だとか概ね適切ということで、それぞれが課題有ではないかということで、すべてについて見直したらいかがですかということで判定を2としております。例えば、ここでございますように、車社会の進展において公共交通離れが進んでいると。こういう中で非常に公共交通の維持が難しい中であって、実際に今まで県はバスの路線の補助等をやってきたんですけども、それが本当に有効にあらわれているんだろうかということが非常に疑わしい状況でございます。これから何を目標にしてこの公共交通ネットワークを整備していくのか。もう一つ、指標としましても、この中で公共交通の利用率を上げていこうと。今から本当に利用率が上がるのか。公共交通の整備とは何のためにやるのかという適性等が十分に議論されていないということの中でいろいろ施策等が打たれているということがございまして、この辺については、昨年同様やはりもう一度この公共交通ネットワークの整備の意味合い、ここにございますような国内の交流を進めるという政策にとって

のこの施策の位置づけを、もう一度整理してかからないといけないのではないかと考えています。

最後に、37ページにございますように、非常に今厳しい状況の中で地域のニーズに対してどう柔軟に対応していくのか。また、自動車と公共交通をどう連携していくのか。それから、市民にもう少し車から公共交通に転換してもらおうという意識変容を迫るという政策もございます。ということを経済的にやっていかないと、今ここで打ち上げてございますような公共交通ネットワークを整備しただけではだめだと。その使い方等をうまくやっていかないと、今の車社会の中で非常に問題になっていくだろうということでございます。以上でございます。

関田部会長      ありがとうございました。

それでは、教育分科会と産業分科会の共通の政策について、その審議結果について宇田川委員からご報告をお願いいたします。

宇田川委員      それでは、資料の38ページですけれども、教育・産業分科会は、教育分科会からは水原委員と私、宇田川、産業分科会からは大滝委員と小林委員の4名で審議をいたしました。

審議対象は1政策、3施策ですけれども、政策36「高度情報化に対応した社会の形成」、このうちの3施策を審議対象といたしました。

政策評価は4と判定をいたしました。県内の情報化はある程度進んでおるということで概ね有効と思われまふ。ただ、この政策の設定が物すごく広範囲すぎて、施策群の設定との関係に少し体系的に欠けている面があるだろうと。ただ、ITの推進計画とともに施策と各事業設定の整合性をトータルに責任を持って企画することは難しい面があると思うんですけれども、高度情報化社会に対応した社会形成というのは重要でありますので、県がリーダーシップをとって進めてほしいということです。

それでは、39ページですが、施策2「産業の情報化、情報産業等の集積促進」は5と判定をいたしました。コールセンター等の誘致は県の関与が非常に有効に働いて効果を上げており、県の関与は適切であると。今後も付加価値の高い分野で引き続き誘致を進めていくことが望ましいと。情報産業企業数の増加率の指標は一応こなっておりますけれども、全国的な動向を見れば宮城県というのは+19.4%になっておりますので、厳しい条件下でも宮城県は奮闘していると思ふべきで、施策としては評価はAに値するのではないかと考えています。

それから、施策4「電子自治体化の推進」は3と判定をいたしました。自治体の電子化はインフラの整備から利活用についての視点の方に移っております。政策評価指標である電子申請・届出件数の割合についてはほぼ目標をクリアしているものではないかと。現状で電子化による行政手続の簡素化や行政コストの削減が進んでいるとは思ふない。電子自治体をさらに強力に推進していく必要があり、施策としてより高い優先順位を設定すべきであるということです。

その次、40ページになりますけれども、施策5「次世代を担うIT人材

の育成」は4と判定をいたしました。各事業群は全体的な構造が見え妥当な事業設定となっています。また、県が主体となって国、市町村、そして民間企業の役割にも配慮してこの施策の役割分担をしており、適切に関与していると思われまます。公立の小中高の学習情報ネットワークの高速接続率は51.9%ですけれども、約48%はまだまだ接続されていないということで低いということです。政策評価指標であるコンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率となっていますけれども、その前提条件として、各教員へのコンピュータ供給率はどの程度なのか明確にしてほしい。また、そのためには各教室、各教員にコンピュータが配属され、液晶プロジェクターやスクリーン、デジカメ、教材等が配備されていないとITの人材育成はできないのではないだろうかということです。ただ、このことは予算との絡みがあって県はかなり努力していると思えますけれども、さらなる普及することを期待したいということです。以上です。

関田部会長

ありがとうございました。

それでは、分科会の中身に関する質疑等につきましては、答申案の作成の審議の過程でお伺いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、審議に入ります。「平成19年度政策評価・施策評価に係る答申案」についてご審議をお願いいたします。

審議資料2をごらんいただきたいと思えます。

まず、評価部会の意見欄についてごらんいただきたいと思えます。15ページになります。

ちょっと細かいんですけども、左半分が県の評価の原案でございまして、それに対して右側の方に評価部会の政策・施策の評価の中身が書き込まれています。これは先ほど来ておりました審議資料1と同じでございますので、この答申案の中ではここだけを抜き出して示しております。先ほどの分科会の報告につきまして、それぞれの分科会のご所属の委員の方はわかりですけども、それ以外の委員の方、他の分科会に関するご意見等があるかもしれませんのでお伺いしたいと思います。濃沼委員と安藤委員が2時半ごろに退席されますので、まずお二人の、もしご意見があれば先に伺っておきたいと思えますけれども、特別になれば普通どおりに審議を進めさせていただきます。

濃沼委員

合同で評価を行うことに関して申し上げたい。例えば福祉分科会は産業分科会にも関わる問題があります。救急の搬送時間が長いことは道路整備にも関係がある。最近では産業道路という視点から生活道路というか、救急とか住民の安心を確保するための道路というコンセプトが、重視されつつあります。救急の根本的な事柄は道路の整備にもかかわる。行政の電子化についても同じようなところがあります。救急の体制も医療分野の電子化の遅れと関連があるように思えます。今後、こうした問題も合同で考えられるといいと感じます。

関田部会長

先ほどのご意見は社会資本の整備のところになりますね。インフラになり

ますので、いろんな分科会とのかかわりが出てくると思います。今回、もし具体的に政策・施策の関連性があればご指摘いただき、またそうでなくても次回から、今度の評価の場合にはそういうことも十分念頭に置いていただきたいと思います。

そのほかに何かございませんか。

安藤委員 今言われたことなんですけれども、一般道の評価のところには緊急時の橋梁補強というのが指標として入るようになったところは少し変わってきたとは思いますが。社会資本の方でも常日ごろそういう、例えば三次医療とか何かについて一般道の役割は非常に大きいので、そういうことを考慮してもっと前面に押し出すべきであるというようなことを言っていますし、あるいは公共交通についても、例えば地球温暖化との絡みで当然そういうことは考えなければいけないわけですから、そういう意味で個々の施策あるいは政策というのがそれぞれの分科会に分担されたような形ではなくて、実はやはり構造化をして、何が何と関係しているのかということのを洗い直して整理をして評価をするという体制をすべきじゃないかと、何年か前から申し上げていたわけなんですけれども、いかがでしょうか。

関田部会長 何かこれについてほかの委員の方ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。では、そういう対応をお願いいたします。ほかによろしいでしょうか。

それでは、このまま審議を進めますけれども、お二人が適当な時間に多分退席されると思いますので、ただ退席されますと会議の数が足らなくなるんですね。

それで、この答申案の審議につきましては、これから以降の審議内容については、退席される委員も含めて、きょうご欠席の委員に対してもご連絡申し上げて、そしてそれに対するご意見も伺った上で部会長にとりまとめをさせていただいて、調整をさせていただくという形でご提案したいんですけれどもよろしいでしょうか。まず、その件でご了承を賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、そういう形で対応させていただきます。

それでは、審議を続けさせていただきます。

まず、濃沼先生がおられなかったら私が回答します。福祉分科会の件で何かご質問がございましたら、他の分科会の委員の方からお願いします。よろしゅうございますか。1から7ページに相当しますけれども。

あと、環境、8ページから14ページです。よろしゅうございますか。

後でお気づきの点がございましたら事務局の方にご連絡いただきたいと思います。

教育、15から19ページ。

産業、20から22ページ。

社会資本、23から37ページ。はい、どうぞ。

安藤委員 37ページの最後のところの下から3行目ですけれども、「意識変容」と



というのは自分で変わったような感じがするので「意識改革」の方がよろしいかと思います。同じことですがけれども、審議資料2の方の11ページの下から5行目も同じですが、「変容」というと何か自分で変わっていった「意識変容」で公共交通へ転換するというのはちょっと語感がおかしいような感じがするので、できれば「意識改革」とか「変革」とかにしていただければと思います。

関田部会長 「意識改革」と「変革」と……。

安藤委員 「意識変容」というのはちょっとおかしい感じがします。

関田部会長 どっちがいいですかね。

林委員 一般的なのは「意識改革」だと思います。

関田部会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。はい、どうぞ。

濃沼委員 教育分科会のところの18ページ、「大学等高等教育の充実」のところ、これは個別の大学ということではないと思うんですが、例えば宮城大学では研究教育の評価が行われています。これはどのように反映されているんでしょうか。

関田部会長 これはどうでしょうか。宮城大学も入ってたですかね。はい、お願いします。

宇田川委員 基本的には、ここの大学でいうとやっぱり県立大学なので宮城大学を中心とした評価になっているんですね。ただ、その中で研究領域の評価ということは今までの中で検討されたことはあまりないです。それよりかは、今動いている学部新設の増設だとか、学内の学生をどう教育しているのか。卒業後の就職はどうなのかということで、どちらかという学生を中心としたものですから、教員の研究がどうなっているのかということまでは審議したことはないです。という状況です。

濃沼委員 宮城大学の大学評価の結果等をどれくらい反映されたのかということですが、既に報告書が出されていて、それがどの程度これに反映されているのか。就職とかということが評価の重点なのか。それとも、そういう視点とは別のもっと本質的なところを評価するのか。学生の就職に関しても評価の上で報告書等を参考にされた方がよろしいのではないかと思います。

宇田川委員 宮城大学の評価そのものを我々が参考にして、この政策の評価をしたということはないです。あれは、ちょっとわかりませんが、現在でもやっていることなんですか。学長が変わってからどうのこうのという情報くらいはつかんだことはあるんですが。

関田部会長 事務局、いかがでしょうか。外部評価をやったこともあると思うんですけども、それ以降は自己評価でしょうか。

行政評価室長 宮城大学も、大学の運営委員会、それから評価委員会もあるんですけども、その中で行われております。それで、この政策評価の対象となるのは、大学の設置者がどういうふうな施策・事業をやるかということだと思うんですね。そうすると、設置者に予算をつけて大学自体が運営の中でどういうふうな成果をしたかということについては、大学本体での評価の対象になり得るんですね。だから、大学自体の設置者と大学という部分はある意味切り離してここは評価の対象にすべきというふうな整理でやっています。評価の事務局として、そういう整理で、ですからここに上がってるのは宮城県としての大学にかかる施策・事業等の部分という整理になると。

関田部会長 そういうことから研究分野の評価というのは抜けたんでしょうかね。

行政評価室長 ええ。そこのところは……。

関田部会長 だから、県としての大学に期待する施策の中で、大学がどのくらい役割を果たしていたかということで評価することになるんでしょうか。それはちょっと確認をしていただければと思います。

宇田川委員 今聞いた範囲で単純な疑問でしたのは、評価委員が研究領域の評価が対象になるかどうかというのもちょっと疑問に思う部分なんです。大学内部の評価、さっき言ったように内部の評価だったら当然対象になると思うんですけども、こちらの立場から研究者の研究評価というのは対象になるかどうか、ちょっと僕の中でその疑問が出てきたんですが、もちろん検討する余地はあると思うんですけどもね。

関田部会長 先ほどの話が正論だと思うんですけども、やはり県の政策・施策の過程で高等教育をどうするかというそういう視点から、宮城大学の行った実績を評価するということになるんでしょうね。だから、研究的なことでこういう施策をやってほしいというのが入っていればそういうことになるでしょうし、あえてそれがなければその辺は部会の委員の方々のご判断ということになると思うんですけども。そういう似たことはほかのところでも起こるかもしれないですね。ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

では、残りのご報告いただいた件で何かお気づきの点、疑問がございましたら事務局の方にご報告いただいて、それを各分科会の委員の方にお伝えいただく。そして、回答いただく。そういう調整をしていただきたいと思います。

あと、 から についてでございますが、答申案の骨格の最初の方でございますね。

これについては前と同じような構成になっております。答申に当たってというあいさつがありまして、審議方法、審議結果という一連の流れでござい

ますけれども、この中でこの原案につきまして何かご意見がございましたら賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

審議の方法とかそういうのは特別問題ないと思いますが、まとめ方、審議の結果について、これは委員からのご意見をまとめたものでございます。この表現等について、あるいは過不足がございましたらご意見を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これは各委員のご意見をまとめたものでありますから後でござらんいただいて、多少表現等に問題があればご指摘をいただければ通るものだと思っております。

それでは、これをベースに、きょうご欠席の委員の方、早めに退席された委員の方等も含めて、先ほどの意見修正を行ったものをもう一度お届けすることにいたします。そして、最終答申案をまとめたいと思いますが、あとは部会長一任ということで、先ほどのご了解でよろしゅうございますね。そういうことでお願いいたします。

もう一点ご了解の件ですけれども、答申書を知事にお渡しをするわけですが、これはちょっとセレモニーなので、わざわざ部会の招集をするというのはなかなかお忙しいので大変と思います。それで、今までと同様部会を代表しまして私の方から知事に手渡したいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。では、そういうことでよろしくお願いいたします。

あと、きょうの審議事項の中で、審議の「行政評価制度の改正案」についてご審議をいただきたいと思います。

まず、資料の内容につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、私の方から、審議資料3 - 1と3 - 2というペーパーでご説明します。それと、申しわけないですけれども、見比べながら行いますので、両方の資料をお開き願いたいと思います。

まず、3 - 1の方でご説明しますと、第2回部会で各委員の先生方からご意見をちょうだいしまして、最後に部会長の方で意見のある部分に集約したという部分が、左側の「意見内容」の項目でございます。それに基づいて、県の方で今現在の対応方針の案についてとりまとめしたということでございます。

まず第1点が、ご意見としまして、「宮城の将来ビジョンの体系、課題、取組、個別取組に合わせた評価となっているが、政策 - 施策 - 事業の枠組みで」、要するに従前シートが二重併記になっていたという部分がありましたので、これについては「統一すべき」というご意見でしたので、これについては3 - 2の評価シートの方をござらんいただければわかりますように、すべて政策 - 施策 - 事業という形で整理しております。

それから、2番目として、「環境や社会資本整備などアウトカムだけでは評価できない分野もあるので、評価の基準には成果だけではなく、必要性や有効性、効率性等を盛り込んでどうか」というご意見がありました。

これにつきましては、将来ビジョン策定の経緯等を踏まえて評価基準を整理するというごことでございまして、中身として、政策評価は有効性を重視する評価とし、政策を推進する上での課題等については施策の必要性、有効性、

効率性の観点から整理しましょうということ、これにつきましては資料3 - 2の方の1ページ目の政策評価のシートがありますけれども、これの一番下になりますけれども、「政策を推進する上での課題等」、ここのところに施策の必要性、有効性、効率性の観点から問題がないか等について整理をしましょうという見直しをしたところでございます。

次に、施策評価の中で、インプット・アウトプット・アウトカム指標を考慮して、必要性、有効性、効率性の観点から事業分析を行うと。また、施策の成果を評価する際に、事業の実績及び成果を一つの観点で追加しましょうと。これについてはとは関係ありますけれども、それでまず第1点目が資料3 - 2の6ページになりますけれども、事業分析シートの事業の分析の部分の必要性、有効性、効率性についておのこの事業について分析を行った上で、この事業分析の結果を4ページの方の施策評価の施策を構成する事業の状況のところ、事業分析結果という形で必要性、有効性、効率性を当て込みして、これをベースにして上の施策評価の総括の部分、施策評価の成果と、それから事業構成、それから課題と、これらについて評価をしましょうという整理をしました。これが の内容でございます。

それから、としては「事業評価をどういうルールで施策の評価に結びつけるのか」という部分でございますけれども、これにつきましては施策評価の二つの評価項目において整合性を図ったということで、これについては4ページになりますけれども、取組の成果のところ、事業の実績及び成果等、これは従前のシートですと入っていませんでした。というところで、要するに施策評価の成果をはかる内容として目標指標、県民満足度調査結果、社会経済情勢、それから事業の実績及び成果、この観点から成果を見ましょうという整理をしました。

それから、2番目の事業構成。ここの部分についても、事業構成を見直すに当たって、施策の評価結果、満足度、社会情勢、事業の分析結果、必要性、有効性、効率性を視点として追加したところでございます。ということで、事業分析も踏まえて、最終的にこの施策評価の方に結びつけるという部分が従前はかなり薄い関係でしたけれども、今回はシート上事業分析を踏まえて施策評価の部分にリンクづけしたという整理をしました。

それから、の「事業ごとに審議をすると多くの時間を要するので、わかりやすく短時間でできるように、部会委員と県で相談しながら効果的な審議ができるようにしてほしい」というご要望でした。

これにつきましては、施策をメインで審議していただいて、事業分析につきましては必要なところだけ実施していただくという方針でございます。分科会においては従前どおり、個別の事業を審議するより、施策がどの程度効果的に行われているかを見ることが重要であるものと考えております。施策を中心に議論していただきまして、事業については必要なところのみ審議対象ということで考えておるところでございます。

次に、次ページになりますけれども、「運用などについては委員の考え方も聞いて、たたき台をつくって委員に見てもらおうようにしてほしい」と。

評価制度の運用等については県で実施案を提示しながら、今後の部会の中でぜひご検討していただくという方針でございます。

それから、事業分析シート、 については第2回の部会で、6ページになりますけれども、「必要性」と「県の関与」を分ける必要はなく、「必要性」は「県の関与」を考えた上での必要性を判断するのではないかと。それから、「有効性」と「効率性」と「貢献度」は言葉を言いかえているだけで、同じことを繰り返しているのではないかと。というご意見。それから、 の「事業分析シートの各分析項目の基準が二つあったり三つあったり、レベルを判定するものや有無を判定しているものもあり、整合性がなくきちんと分析できないのではないかと。「また、「貢献度」には現時点では判断できないという基準があるが、ほかにも必要なのではないかと」というご意見でした。

これにつきましては、右側の県の対応方針の「」は従前のペーパー上の扱い。それから、『』は新しい方の3-2のペーパー上の内容でございます。というところで、 は事業分析シートの分析項目については5項目から3項目に整理したと。要するに、「必要性」と「県関与の妥当性」を統合して『必要性』に整理したと。それから、従前の「有効性」と「取組の目的への貢献度」については、分析内容が近いということで統合しまして『有効性』という整理をしたということでございます。それから、「効率性」につきましては、効率性そのものについて項目に追加し、『効率性』という形で整理したということでございます。

それから、効率性をはかる指標としまして、この6ページの上段の方に手段の右側の方に、活動指標のところ、指標測定年度、目標値、実績値、その単位当たり事業費という形で、効率性を分析するための指標をここにセットしたというところでございます。

それから、 につきましては、事業分析シートの分析基準について再整理したと。要するに、前は2項目だったり3項目だったりしていましたがけれども、これについては整理しまして、 の必要性については「妥当・概ね妥当・課題有」の3区分にしたと。それから、有効性についても「成果があった・ある程度成果があった・成果がなかった」の3区分。効率性につきましても「効率的・概ね効率的・課題有」ということでございまして、事業によっては非予算的手法の場合もありますので、これについてはカットしましょうというところでございます。

ということで、以上が第2回部会の主要な意見をとりまとめた上での県の対応ということでございまして、これ以外にもご意見等はちょうだいはいしていましたが、とりあえず大きな部分についてはこういう形なのかなという整理をしたところでございます。私の方からの説明は以上です。

関田部会長      ありがとうございました。

左側が政策評価部会の中で委員から出された意見内容、それに対して県がどう対応されるのかというのが右でございます。部会だけではなくて、県の事務局と委員との間でのやりとりも若干あったと思いますが、これについて何かご意見、修正するべき点とか何かございますでしょうか。

の将来ビジョンの県の対応方針のところですが、「政策評価は有効性（成果）を重視する評価とし」と書いてありますが、重視するということ

ですから、必要性とか有効性とか効率性とかこういう視点も考慮に入れるということですよ。施策評価をやっているのです。しかし、成果を重視するというそういう意味ですよ。

行政評価室長　そういう意味です。

関田部会長　この文章でそう理解できますかね。まあ当然なんですから、施策評価をやって政策評価をやっているから、施策評価のところで基準をつくってやっていますので、政策評価にもかかわるというのはわかりますが、これでわかるのであれば問題ないんですけれども。よろしいでしょうか。

その次のところで、「施策評価の中でインプット・アウトプット・アウトカム指標を考慮して、必要性、有効性、効率性の観点から事業分析を行う」という文章があります。ちょっとこの事業分析の後に施策評価というのをカンマして入れた方がいいんじゃないかと思います。理由は、施策評価の話をしたいわけで、事業分析はもちろんやらないといけないんですけれども、施策評価の議論をしたいのでここでこういう表現をしたんですが、この表現ですと事業分析だけしかやらないみたいな感じなので、カンマして施策評価というのを入れたらどうかと思います。どうでしょうか。よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

評価を行う上でプロセス、時間的な経緯と、そしてそれぞれの評価基準を組み合わせられた形になっています。時間的な推移で評価するというのは短期的に目標値が測定しやすいものと、中・長期にわたってフォローしないとわからないものがありますので、あるいは事業計画が予算的には単年度なんだけれども、計画が数年にまたがるというような場合にはインプット・プロセス・アウトカムのそういう評価的な視点も必要ですし、また評価するに当たっては有効性とか効率性とか必要性、そういうものを総合して考えるということが必要になりますので、今回はこういうふうきちんと書かれたというのは非常にわかりやすいとは思いますが、どうぞ、林委員。

林委員　たまたまこれでいきますと3ページ、目標指標等の状況ということで、新しいビジョンの中で今回の政策・施策を評価する中でまた評価指標の問題が出てくるということになります。それで、先ほどの答申がございましたように、この何年間で指標についてはいろいろな課題があって直していくというような点があったんですけれども、前回私は欠席しましたので、その指標の設定については今回はどういうスタンスで、もう一応設定されているということですのでいくでしょうけれども、例えば3点ございますよね。自主防災組織の組織率というのがまた出てくるわけですね。これはもう何回かこれでいいんでしょうかという話がいろいろ出てきたということについては、そのあたりの指標のこれからの設定状況とその活用について、今までの議論を踏まえたときに、これはもう設定されたということでもう動かさないということでスタートするのか。その辺はどのような状況になっているのか、ちょっとよくわからないんです。

関田部会長 宮城の将来ビジョンの中で既に設定された指標がございますよね。ただ、部会としての対応は、それはもちろん評価指標として活用するけれども、先ほどここでお示ししましたように県の対応方針の の二つ目の なんですけれども、インプット・アウトプット・アウトカム指標を考慮して、必要性、有効性、効率性の点から評価すると。つまり、ここの中に必要な指標が入ってくるわけですね。だから、それがビジョンの中の評価指標で十分であればそれを活用するということになりますし、足らなければそれプラスアルファで運用していくと。だから、それは問題ないと思いますが、県の方ではそれでよろしいでしょうか。室長、問題ないですね。ビジョンの指標を消すとかということではありませんので。

行政評価室長 一応原則論としては、今の行動計画と目標指標は県として正式決定していますので、とりあえずそれでまず評価して1回目やってみて、それでもどうしてもその目標指標だけではなかなかはかりきれないという部分が多分出てこようかと思しますので、その部分に関しては各委員の先生方のご指導を踏まえて各部局とも調整した上で指標を見直ししていくということになるかと思えます。

関田部会長 そうですね。すべての施策、事業についてすべてのインプット・プロセス・アウトカムとか、それぞれの有効性、効率性の指標をつくらなきゃいけないということはないと思うんですね。その政策・施策に応じた、あるいは事業に応じた指標の作り方があっていいと思いますので。ビジョン型のもので当然入るし、それで足らなければ入れるということで、ぜひ対応をお願いしたいと思えます。

あと、よろしいでしょうか。これはすぐ決めるということではありませんけれども、ある程度まとめなきゃいけませんので、こういうような方向性のもとに最終的にとりまとめていきたいと思っています。

次に、報告でございますけれども、「第6回県民満足度調査結果の概要」について事務局からご報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、私の方から第6回県民満足度調査結果の概要についてご説明いたします。

従前ご説明しておりましたけれども、第6回については将来ビジョンの枠組み、要するに18年度まで県としていろいろ取り組んできた事業等を、将来ビジョンの33の枠組みに再整理した上で調査票をセッティングして調査したということでございます。そういう内容ですので、従前との5回までの調査結果とはリンクはしないということでございます。

調査期間につきましては、4月18日から5月9日まで。県内20歳以上の男女4,000人を無作為抽出ということでございます。回収につきましては、今回1,778通ということで、回収率44.5%でした。前回と比較しますと1.5%の増ということでございました。

概要については、2ページ以降、将来ビジョンの大きな3分野がありますけれども、それごとに整理したということで、まず第1点が富県戦略の部分

ですね。「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」ということでございまして、ここの施策ベースの12の取組がありますけれども、3ページの中段で見ますと、「わからない」を除いた内容でウエイトを計算した内容でございまして、12取組中、60%以上の「満足」エリアの方がいる取組が10取組ということでございました。

それから、ここでの特色としましては、取組5の「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」という部分については、登米圏域については82.2%、石巻圏域が68.4%という形で、満足度合いの比率がかなり差が開いているということがあります。

それから、取組12の「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」という部分が、気仙沼・本吉圏域で71%という形でかなり低いということでございまして、これについては後の資料の10ページの「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」の優先度のところですが、これで見ますと「三陸縦貫自動車道など高速道路網及び広域ネットワークづくりに向けた道路網の整備促進」という部分の優先度が県平均で61.7%でしたけれども、気仙沼・本吉圏域の詳細に分析しましたところこの部分が89.6%ということで、この優先度の裏返しですね。気仙沼・本吉圏域の取組12の「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」の満足度が低いという部分に関しては、優先度の方から見ると三陸道の整備が影響しているところこの満足度が低いということに見られるのかなということでございます。

それから、次に4ページと5ページの「安心と活力に満ちた地域社会づくり」という部分に関しましては、取組19の「安心できる地域医療の充実」の5ページの表2では、県平均では56.1%の満足度合いなんですけれども、栗原と登米が49.2%、46%という形で満足度合いが低いということですが、これにつきましては12ページの優先度の表がありますけれども、取組19「安心できる地域医療の充実」の優先度を見るとアの「全国から県内の自治体病院での勤務を希望する医師を募集・配置するなど、地域医療を充実させるための医師確保」という部分が63%ということでございますので、昨今の地域医療という要するに栗原、登米地域における医師不足等が影響してこの満足度合いが低いということに影響を及ぼしているのかなということが伺い知ることができるのだと思います。

次に、6ページ、7ページになりますけれども、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」という部分でございまして、特に取組28ですが、これも「廃棄物等の3Rと適正処理の推進」につきましては仙台圏域が60%、それから登米圏域が77.2%という形で17ポイントほど差が開いているということなので、この件に関しては都市部と郡部という部分もあるのでこういうふうな開きになるのかなということだと思います。

ということで、あと8ページから各取組ごとに取組方向を将来ビジョンで定めていますけれども、それについて県民がどういう事業、施策等について優先をさせるべきかという部分をご意見をちょうだいしたということでございますので、この優先度等については今後将来ビジョンの進行管理、もしくは事業見直し等にぜひ生かしていきたいというふうに考えております。



以上が、満足度調査の概要でございました。

関田部会長 ありがとうございます。それで終わりですか。よろしいですか。  
先ほどの満足度調査についてご報告いただきましたが、何かご質問とかご意見ございますか。

パブリックコメントとか先ほどの県民に意見を聞くというさまざまな方法ではなかなか意見が得られないんですけれども、満足度調査というこういう方式だと相当数の、しかも無作為化された意見がきますので非常に意味があると思うんですが、どうぞ、林委員。

林 委 員 ちょっと数字を知っておきたいんですけれども、1ページに回収数が1,778通と。これを地域分割すると、今宮城県で7地域あるんですけれども、一番少ない有効回収されたサンプルは幾つですか。

行政評価室長 18ページをお開きください。18ページに圏域別のところがありますけれども。

林 委 員 わかりました。ありがとうございます。

行政評価室長 それで、参考までに、母集団は4,000ですけれども、各圏域が7圏域掛ける男女別で14ですので、あともとも回収率35%を見ていましたので、その割り戻しで4,000ということですので、本調査についてはおおむね35%以上の回収率があればもともとの調査設計上の数字は確保できるのかなということで、とりあえずこの調査が始まって以来45%プラスマイナスで推移していますので、そういう意味では、ある程度調査の回収率については大体妥当なのかなということでございます。

それで、他部局で昨年11月に同じような調査をやったんですけれども、5,200の母集団でやったんですけれども、同じような形でやったところ回収率が35%ということでしたので、満足度調査に関しては記入時間、要するに県民に負担をかける割には回収率についてはちょっと高いのかなというふうに考えています。以上です。

関田部会長 今回2時間以上かかった方がどのくらいいるかわかりませんが、結構多いんですね。つまり投票行動にかわる具体的な政策・施策に対して意見表明をするという、そういう場として県民の方がとらえられているのではないかなと思いますね。だから、この使い方なんですけれども、せっかく圏域別とか年齢、性別にいろんな意見が出されているので、非常に細かい気配りした施策とか事業がこういうのを使ってできるはずなんです。圏域によって違いますので。その辺をぜひご活用いただきたいと思います。

委員の方でどなたか、よろしいでしょうか。

先ほど、評価の改正案について審議資料3-1を使ってご説明をいただいたんですけれども、この左側の意見内容は政策評価部会の委員の方から出されたことに対応して、実際に解決すべき課題として考えられ対応されたのが

右側なんですけれども、部会の委員からの意見が別途出されていてその内容をちょっとお配りしていなかったもので、まだ配っていないですよ、配っていただけましたか。実質的には意見内容に対応する県の対応方針ですのでこれでいいんですけれども、ちょっとご報告をさせていただきます。

まず、評価の基準・方法につきまして、政策・施策・事業と宮城の将来ビジョンの体系、この宮城の方では、課題、取組、個別取組になっているんですけれども、これは一般的な政策評価の議論の中ではわかりにくい一般的な表現だということで、政策 - 施策 - 事業というふうな形、今までやったような形に統一してはどうかという意見が出されました。

それから、条例の施行規則の改正案については、評価の基準を成果があるのかどうかというふうにしているんですけれども、環境とか社会資本整備などアウトカムだけでは評価できない分野もあると。成果を評価することについては重要事項なんだけれども成果に至るプロセスが必要ではないかということで、先ほどのインプット・アウトプット・プロセス評価とかそういうことを入れた形でやってはどうでしょうかとか評価基準も入れたらどうかとそういう議論になりました。

それから、施策評価と事業分析の関連性が薄いので見直してはどうかと。

それから、事業の分析項目を再度整理してはどうかと。また、分析基準の項目数も統一してはどうかということで、このようなものが先ほどの中に多少組み込まれています。

評価制度の運用についてでございますが、個別事業の分析を踏まえて最終的には政策・施策のレベルでどの程度行政活動が効果的に行われているかということを見るのが重要であると。事業から施策の評価にどういうふうに関連性を持たせるかということですが、その評価の視点が大事だという指摘ですね。

それから、事業分析は個別に審議すると多くの時間を要するので、審議は政策及び施策の評価を中心に行うこととして、事業の分析は主要なものについて行うなど効率的な部会運営が必要である。これはそのまま先ほどの中に出ていました。

制度の運用に当たっては部会の意見を踏まえながら改善に努めてほしいということで、部会委員のさまざまな意見について県から対応が出されたら、こういう流れでございます。

ということで、この行政評価制度の改正案につきましても一応ご意見を賜っておりますので、それを再度私の方でまとめさせていただいて、委員の方々にお送りして了承を得るといった形にしたいんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

ということで、大体ヒアリングも終わっていますのであまり大きな変化はないと思いますけれども、一応そういうことでよろしく願いいたします。

きょうの答申案に関しては各分科会からご説明があったんですけれども、全体的な評価を見ても審議資料1で、政策の評価では4を中心に3と5というような比較的標準的な評価になっています。できれば右の方にシフトしていくというのが望ましいんですけれども、7段階評価の意味は、県の自己評価について第三者として政策評価部会の委員としてどのように判断す

るか、どのように評価するかというそういう制度でございまして、7というのがそのとおりだと。政策、施策、事業についてよくできてるし、また評価も非常に適切であるということであれば7の方に行きますし、政策目標が達成されていてもその目標値自体が非常に緩やかなものであれば、達成が容易なものであれば達成度がよくても3とか2になるとか、そういうような判断でございまして。2が一つと7が二つございましたけれども、2については非常に評価が甘いというような指摘であったと思います。ぜひこういう評価についてご検討いただいて、次年度にはいい政策・施策・事業の対応をお願いしたいと思います。

きょうの審議・報告事項は以上でございまして、何か委員の方からございましてでしょうか。よろしゅうございましてか。

次回がちょっと時間があきまして、2月開催予定となっております。事務局から何かこの件でご報告ございましてか。

行政評価室長 特にありません。

関田部会長 では、一応2月ぐらいを予定していただくということでよろしくお願ひいたします。

それでは、確認したいんですけれども、先ほど分科会からご報告いただいた内容について、きょうご欠席の委員もいらっしゃるし、早く退席された方もいらっしゃいますので、もう一度各委員からご意見があれば出してほしいということを経理局から言っていたら、その様子を見ながら私の方でとりまとめ調整をさせていただくと。答申案につきましても大部分がそのところだと思いますので、同じような形で対応させていただきたいと思います。

それから、改正案につきましては、必ずしも決定事項ということではないんですけれども、一応部会としての意見のとりまとめとして私の方で調整させていただいて、それも送らせていただいて一応改正案としての案を作りたいと思います。

そういうことでよろしゅうございましてか。改正案は行政評価委員会に諮るんですかね。

行政評価室長 評価制度の見直しの部分は、政策評価部会として意見を集約していただいて、その内容を行政評価委員会に関田部会長の方から部会を代表して意見を説明していただいて、それを踏まえて行政評価委員会の中で調査審議をしていただくと、その中で答申案をとりまとめしていただくという形になるかと思ひます。ということですので、きょうの先ほどのペーパーにつきましても、政策評価部会としての意見のとりまとめという位置づけになるかと思ひます。

関田部会長 そういうことで対応させていただきたいと思ひます。

あとはよろしゅうございましてか。

それでは、これで部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして政策評価部会を終了いたします。  
本日はどうもお忙しいところありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名委員

議事録署名委員